

外国子会社合算税制の意義と機能

舘 圭吾*

要 約

外国子会社合算税制（タックス・ヘイブン対策税制）については、その意義と法律構成について複数の考え方があり、議論が混乱していた。本稿は、この混乱を收拾するために、同制度の意義・法律構成、さらには同制度が果たしている機能について考察するものである。

意義については、租税回避防止のための制度であるという考え方と、課税繰延防止のための制度であるという考え方が主張されてきた。しかし、後者の考え方は、アメリカにおける Subpart F 税制についての法律構成と同国における国際課税についての学説の展開によって生じた誤解である。また、前者の考え方も、そこでいう租税回避防止の意味について十分に理解されていないまま主張されてきた。本稿は、外国子会社合算税制が、タックス・ヘイブンに子会社をもつ内国親会社の適正な所得を算定するための制度であることを明らかにする。このような理解こそが、アメリカで Subpart F 税制およびその前身が誕生したときの経緯に忠実でもあり、有力な学説による理解とも合致する。

法律構成については、外国子会社から内国親会社に対して配当されたとみなして課税するという構成、および、外国子会社に対して直接課税しているという構成が有力に唱えられている。しかし、前者はアメリカの Subpart F 税制の前身にあたる制度の導入時に存在した事情に由来するものであり、同様の事情が存在しないアメリカ以外の国で採用する必然性はない。また、後者はアメリカにおける課税管轄権の理解、すなわち、外国子会社にも当然に課税できるという考え方に由来するものであり、アメリカ以外における課税管轄権の理解（「PE なければ事業所得課税なし」）と相容れない。このように、いずれの構成にも問題がある。むしろ、外国子会社合算税制の意義に忠実に、内国親会社に対する課税であると構成すれば足る。

外国子会社合算税制は、内国親会社の適正な所得を算出する機能を果たしているが、同時に、タックス・ヘイブンに子会社を設立して活動することに対するディスインセンティブとしても機能している。このディスインセンティブが強くなりすぎると、租税以外の考慮に基づく外国子会社の設立・活動を阻害してしまう。このため、外国子会社合算税制には、綿密な制度設計が求められる。

キーワード：外国子会社合算税制、タックス・ヘイブン、租税回避

* 学習院大学法科大学院准教授（租税法）。本稿は平成20年度科学研究費補助金若手研究（B）「租税回避と租税徴収に関する情報の非対称性の観点からの研究」（課題番号：20730026）の研究成果の一部である。また、財団法人トラスト60「金融取引と課税に関する研究会」（2008年12月）において参加者から有益なコメントをいただいた。

I. はじめに

外国子会社合算税制（タックス・ハイブンの対策税制）は何のための制度なのか。従来、この制度は十分な考察の対象となつてこなかった。我が国で、外国子会社合算税制が導入されて30年になるが、この制度の趣旨や、他の制度との関係についての、突っ込んだ研究はそれほど蓄積していない¹⁾。しかし、この制度自体は実務的にも非常に重要な役割を果たしており、近年では、訴訟においてもその本質が問われるに至っている。

本稿は、外国子会社合算税制の意義について、課税繰延防止の文脈で理解する考え方と租税回避防止の文脈で理解する考え方を対置したうえで、後者の系統の理解が正しいと論じる。そのために、最初に、外国子会社合算税制の母法であるアメリカ法におけるSubpart F税制の歴史、議論の変遷を紹介する（Ⅱ）。ここでは、みなし配当という法律構成が採用されたこと、

課税管轄権の限界について緩やかに解されるようになったこと、それにより、Subpart F税制が課税繰延防止の文脈で理解されるようになってきたこと、しかし、Subpart F税制を租税回避防止の文脈で理解する見解も存在したことを示す。続いて、外国子会社合算税制の意義及びこの制度が果たしている機能について論じる（Ⅲ）。ここでは、外国子会社合算税制の意義が租税回避の防止にあることを示すだけでなく、そこで問題となっている租税回避の内容についても述べる。さらに、外国子会社合算税制の法律構成について論じる（Ⅳ）。ここでは、みなし配当方式や子会社に対する直接の課税という法律構成を紹介したうえで、端的に内国親会社に対する課税として構成するべきであると論じる。結びにかえて、外国子会社合算税制と国際的二重課税排除措置との関係について簡単に述べる（Ⅴ）。

Ⅱ. 外国子会社合算税制の起源と発展

Ⅱ－1. 1937年のforeign personal holding corporationsに関する税制

Ⅱ－1－1. Foreign personal holding corporationsに関する税制の内容

アメリカで所得課税が始まったとき、現代から振り返ってみるならば、その税率は極めて低かった。ところが、遅くとも1930年代には、戦費調達、社会政策の財源として所得税の重要性は極めて高いものとなっていた。そして、高

い税率に伴う重い租税負担を回避するため、気の利いた納税者は、できるだけ租税を払わなくて済むように、会社を設立し財産をそこに移転したりし始めた。納税者のとった方策の中には、当時の税法の規定に照らして違法であるものと違法とまでは言えないものがあったが、いずれであろうと望ましくないことは明らかだった。ちょっと頭を使えば所得税を払わなくてよいのであれば、真面目に所得税を払

1) これまでの議論については、吉村典久「タックス・ハイブンの課税問題」租税法研究36号87頁（2008年）参照。

おうとしている納税者ですら、その気をなくしてしまうからである。

1937年5月末、財務長官のヘンリー・モーゲンソー・ジュニア（Henry Morgenthau, Jr.）はフランクリン・ルーズベルト（Franklin D. Roosevelt）大統領に対して脱税と租税回避についての手紙を認めた。6月、大統領はこの手紙の全文を引用して、議会に対して脱税と租税回避についての検討を行うように指示した。議会は、上院の財政委員会のメンバー6名と下院の歳入委員会のメンバー6名から成る、「脱税と租税回避に関する合同委員会（the Joint Committee on Tax Evasion and Avoidance）」を創設した。この委員会は、与えられた権限に基づいて公聴会などを開催し、8月に報告書²⁾を議会に提出した。この報告書をもとに立法されたのが、1937年の歳入法（the Revenue Act of 1937）である。

合同委員会の報告書およびその前提となった委員会における公聴会等の記録は、所得税の脱税と租税回避に関する、最初の包括的な議論という意味で注目に値する。さらに、脱税と租税回避とが厳密に区別されることなく一体として論じられていることにも注意しておきたい。

ここでは、合同委員会の報告書の内容を紹介する。報告書は23ページから成り、大統領からの手紙の引用に続いて本論が述べられる。委員会によれば、早急に対応すべき問題は8つにのぼる。列挙すると、（1）domestic personal holding companies, （2）incorporated yachts, country estates, etc., （3）incorporated talents, （4）artificial deductions for losses from sales or exchanges of property, （5）artificial deductions for interest and business expense, （6）multiple trusts, （7）foreign personal holding companies, （8）nonresident aliensである。こ

のうち、（1）はわが国でいう同族会社の典型的な事例である。会社を設立してそこを通じて事業活動を行い（あるいは行ったことにする）、株主に対して分配しない、それにより個人所得税の累進税率を回避するという方策である。これに対しては当時既に未分配の所得に対する課税（現在の内国歳入法典531条以下）が導入されていたが、この報告書でその不備を是正する提案がなされた³⁾。（2）は、不動産等を現物出資して会社を設立し、株主がこの不動産等を利用する際に僅少な対価しか支払わず、しかし会社としては経費名目で出費を鷹揚に控除することで、株主・会社双方の租税負担を軽減するという方策である。（3）は、人的役務提供の対価を、会社を通じて得ることにより、租税負担を軽減するという方策である。（4）は、関連者（会社を含む）間での資産の譲渡損失を任意のタイミングで控除することによる租税負担の軽減である。（5）は、関連者（会社を含む）間での金銭の貸借を行い、課税所得算定方法の差異（発生主義か現金主義か）を利用するものである。（6）は、多数の信託を設定し、信託の所得のうち最初の1000ドルが免税とされることを利用するものである。

要するに、これらは、個人以外のエンティティを設立し、個人とそれらとの間でのやり取りを通じて、本来の個人に対する所得課税が行われた場合よりも租税負担を軽減するというしくみである。報告書の提案は、これらのしくみからの便益を少しでも少なくするように、エンティティ段階での課税を強化したり、理由を問わずに一定の控除項目を否認したりするものであった。

これに対して、（7）は、独特の問題を抱えていた。（1）＝domestic personal holding companiesと基本的には同じしくみであるにも関わ

2) The Joint Committee on Tax Evasion and Avoidance, Report of the Joint Committee on Tax Evasion and Avoidance, 75th Congress, 1st Session, 1937.

3) 従来の留保利益税（the Accumulated Earnings Tax）が容易に回避されることに鑑みて、特定の種類の会社すなわち人的保有会社（personal holding companies）に対して、より重い課税を導入した（内国歳入法典541条以下）。詳しくは、水野忠恒『アメリカ法人税の法的構造』261-62頁（1988年、初出1985年）。

らず、会社が外国に設立されているので、未分配所得課税による対処が不可能だったからである。当時、アメリカ合衆国の管轄権はアメリカ国民、居住者、内国法人にしか及ばないと考えられていたため、管轄権の及ばない外国法人に対して未分配所得課税を行うことはできない⁴⁾。

そこで、報告書の画期的な提案が登場する。外国会社に対して管轄権は及ばないが、アメリカ国民あるいは居住者であるような、その外国会社の株主に対しては課税権が及ぶ。そこで、「foreign personal holding companiesの所得を、それが株主に対して実際に分配されたか否かに関わらず、株主に対して比例的（pro rata）に課税する」、というのである⁵⁾。テクニカルに言えば、foreign personal holding companiesの所得のうち株主に対して分配されていない部分を実際に分配されたかのようにみなして、株主に対しての課税を行うのである。

もちろん、報告書はこのような課税が法人の所得（corporate income）に対して従来用いられてきた課税方法から乖離するものであることは認めている。しかし、同時に、歳入を守り、明白な抜け道をふさぐためにはこのような革新（innovation）が必要であると述べている。さらに、少数のアメリカ国民または居住者によって支配されている外国会社のみが対象になること、国内の同様の会社（personal holdings company）にも未分配所得課税が行われていること、それゆえ株主がたくさん存在するあるいは真に事業活動を行っている外国会社はこの課税に服さないこと、を挙げてこの課税の正当性を主張している。

報告書の提案のうち、もう一つ注目に値するのが、foreign personal holding companiesの解散を促すしくみである。報告書は、foreign personal holding companiesがもっぱら租税回避ないし脱税のために設立されているという認識を背景に、これらの会社の解散を促進するための立法措置を提案している⁶⁾。例えば、一定期日までに解散しないと解散に際する課税が重くなるようにするといった提案が行われている。

以上をまとめると、課税管轄権の限界が意識されていたので、外国会社に対して未分配所得課税を行うのではなく、その株主に対して配当されたとみなして課税するという方策が提案されたということである。

II－1－2. Foreign personal holding corporationsに関する税制が採らなかった方法

ここでは、1937年歳入法で採用されていない方法と対比することにより、foreign personal holding corporationsに関する税制の特質を明らかにしたい。

先に引用した1937年歳入法が最初の包括的な脱税・租税回避対策の規定であるが、実はそれ以前にも租税負担を恣意的に軽減することに対する対策がないわけではなかった。後の議論との関係でそのような対策のひとつを取り上げる⁷⁾。

移転価格（transfer pricing）、すなわち、関連者（会社）間の取引においてその対価を操作することは、租税負担の軽減のためのもっとも初歩的な手法である。これに対して、1917年歳入法は、内国歳入庁長官が関連会社に連結申告書（consolidated return）の提出を要求する権

4) Joint Committee on Tax Evasion and Avoidance (1937), 17によれば、1937年歳入法以前の段階で、留保金課税は外国に存する子会社にも及んでいたようである。そうだとすれば、外国会社を納税義務者とするような立法についての立法管轄権がないというよりも、立法管轄権はあるとしても執行できないというところに問題があると考えられたのであろうか。

5) Joint Committee on Tax Evasion and Avoidance (1937), 17. カナダで既に同様の課税が行われていることが指摘されている。

6) Joint Committee on Tax Evasion and Avoidance (1937), 21.

7) 以下、Reuven S. Avi-Yonah, The Rise and Fall of Arm's Length: A Study in the Evolution of U.S. International Taxation, 15 Va. Tax Rev. 89, 95-98 (1995) に依拠する。

限を与えた。1921年の内国歳入法典にもほぼ同様の規定が置かれたが、その趣旨のひとつは属国 (possessions) に置かれた子会社と内国親会社との所得の連結申告を認めることにあったと言われている。

連結申告の規定が廃止された1928年の内国歳入法典では、前述の規定の後継者として45条に次のような規定が置かれた。すなわち、「複数の事業 (trades or businesses) (法人であるか、内国で設立されたか、関連者であるかを問わない) が直接または間接的に同一の者 (the same interests) に保有ないし支配されている場合に、内国歳入庁長官は、脱税を防止し、あるいは、これらの事業の所得を明確に反映するために、必要に応じて、これらの事業間で総所得 (gross income) ないし控除項目 (deductions) を分配、割当、ないし配賦 (distribute, apportion, or allocate) することができる」。この規定は、1986年改正に至るまでほぼ同じ文言が維持され、内国歳入法典482条として重要な役割を果たしてきた。

「脱税を防止し、あるいは、これらの事業の所得を明確に反映するために」という目的が明示されたものの、何が「正しい」所得 (ないしそれに基づく租税債務) なのかということはまだ明らかにされていなかった。1935年に内国歳入庁が発遣した規則が、支配されていない納税者が得るような所得こそが正しい所得である、という立場を明らかにした⁸⁾。独立当事者間基準である。さらに具体的なルールについては、その後の裁判例を通して探究が進むことになる。

さて、内国子会社に対する未分配所得課税、外国子会社の内国親会社に対するみなし配当課税、独立当事者間基準による所得算定のいずれも、何らかの意味で正しい所得に対して課税を行うための制度である。なぜ、前二者と後者の両方が存在するのだろうか。論理的には、後者をもってすれば正しい所得に達することができるようにも思えるが、なぜそれと別に前二者のルールが存在するのだろうか。このような問題意識を持ちつつ、その後の議論・制度の動向を見ていこう。

Ⅱ－2. 1950年代のサリー教授の見解

ハーヴァード・ロースクールのスタンリー・サリー (Stanley S. Surrey) は、1950年代に国際課税、それもアウトバウンド⁹⁾の課税問題について、包括的な研究を公表した¹⁰⁾。その主眼のひとつは、間接外国税額控除制度を改革してグロス・アップ方式を導入することにあったが¹¹⁾、外国子会社一般に対する課税のあり方についての記述も注目に値する。

サリーによれば、次のとおりである¹²⁾。アメリカは本来、外国子会社に対してもその所得が稼得された (earned) 段階で、すなわち内国親会社 (ないし一般に株主) に対して配当される以前に、課税することができる。実際、foreign personal holding companies に対する課税が合憲とされた裁判例¹³⁾によれば、外国子会社に対する持株関係 (ownership) さえあれば、内国親会社に対して課税して構わないということになる。しかし、現実には、外国子会社の所得は稼得した段階では (アメリカによって) 課税さ

8) Art. 45-1 (c) of Reg. 86 (1935) (Revenue Act of 1934).

9) 居住者・内国法人が、外国で活動する場面のこと。

10) Stanley S. Surrey, Current Issues in the Taxation of Corporate Foreign Investment, 56 Colum. L. Rev. 815 (1956); Stanley S. Surrey, The United States Taxation of Foreign Income, 1 J. L. & Econ. 72 (1958).

11) 当時、外国で支払った法人税が二度カウントされることによって、外国子会社が外国支店よりも税制上有利になっていた (少なくともサリーらはそのように認識していた)。1962年の税制改正でグロス・アップ方式が導入され、この不均衡は是正された。1962年の改正前どうなっていたかも含めて、Joseph Isenbergh, International Taxation, 2nd ed., 2005, Chapter 14 参照。

12) Surrey (1956), 825-28, Surrey (1958), 74-77.

13) Eder v. Commissioner, 138 F. 2d 27 (2d Cir. 1943).

れず、親会社に配当して初めて課税される。これは、敢えて政策的に外国子会社に対する課税を配当段階まで繰り延べていると考えるべきである。

また、当時既に盛んに用いられるようになっていたタックス・ヘイブン子会社¹⁴⁾については、それらを通じて別の外国での事業活動が行われていること（a third country arrangement）を指摘しつつも、それが憂慮すべき問題であるとは述べていない。

以上のような認識を前提に、サリーは次のような結論を下す。第一に、外国支店には認められず外国子会社に対してのみ認められる課税の繰延については、最終的に課税される場合の税率は同じであることからあまり問題視する必要はない¹⁵⁾。また逆に、外国支店の得る所得に対して課税の繰延を認める必要もない。第二に、タックス・ヘイブン子会社を含めた外国子会社にのみ与えられている課税繰延の便益を、もっぱら外国に投資する内国法人にも与えることを検討すべきである。

このようなサリーの議論は、前節で紹介した1930年代の議論とは大きく異なる。課税管轄権の限界という問題はもはや存在しない。また、外国子会社の所得は、内国親会社の所得と同視されている。さらに、適正な課税よりもむしろ国外への投資の促進が強く意識されている。この結果、サリーの議論においては、外国子会社の設立地（タックス・ヘイブンか否か）、

その活動内容（まともな事業活動をしているか）、といったことは捨象されてしまう¹⁶⁾。

Ⅱ－3. 1962年のSubpart F税制

Ⅱ－3－1. ケネディ大統領の提案

1961年4月、ジョン・F・ケネディ大統領は議会に対して租税制度についての教書を送ったが、その中で国外所得（foreign income）に言及していた¹⁷⁾。それによると、国内に向けられた投資と国外に向けられた投資についての課税上の扱いに差があり、後者のほうが有利になっているという。というのも、後者については、外国に子会社を設立して投資を行う場合、外国子会社の稼得した所得に対するアメリカの課税はそれが分配されるまで繰り延べられるのに対し、内国子会社は内国法人であるから当然その所得はそれが稼得した段階で課税に服するからである。そこで、教書は、先進国に対する投資に関してこの課税繰延の諸特権（tax deferral privileges）を撤廃することを提案した。なお、教書は、タックス・ヘイブンを通じて租税負担が軽減されていることにも、この提案を支える理由のひとつとして言及していた。そして、タックス・ヘイブンの活動により租税負担が軽減されている場合には、その活動がundeveloped countries [sic] で行われているように、課税繰延の諸特権が撤廃されるべきであるとしていた。

このような提案の背後には、政治的には、労

14) 当時、パナマ、リヒテンシュタイン、バハマ、あるいはカナダがタックス・ヘイブンとして利用されていた。タックス・ヘイブン子会社＝「基盤会社（base company）」という法現象を明示的に取り上げた嚆矢は、William J. Gibbons, Tax Effects of Basing International Business Abroad, 69 Harv. L. Rev. 1206 (1956) であるが、1950年代において論者たちは必ずしもタックス・ヘイブン子会社を否定的には捉えておらず、むしろ国外投資促進に役立つ存在だと考えていたようである（Keith Engel, Tax Neutrality to the Left, International Competitiveness to the Right, Stuck in the Middle With Subpart F, 79 Texas L. Rev. 1525, 1534-35 (2001)）。

15) むしろ、外国子会社の得た所得に対する税率が支店に対するそれより低くなっているという前出注11の問題こそ是正されるべきだという。

16) サリーの理解によれば、後述のSubpart F税制は、課税繰延防止のための制度として捉えられることになる。この点の指摘として、租税法研究10号124頁の租税法学会「国際租税法の諸問題」シンポジウムにおける金子宏発言を参照。

17) ケネディ大統領の教書については、Robert W. Wales, Tax Policy in Relation to Foreign Business Income: The Revenue Act of 1962, 40 Taxes 961 (1962) を参考にした。

働者団体の利益が控えていた¹⁸⁾。多国籍企業の経営側としては、少なくとも国外に投資する場合に課税繰延の諸特権が得られるのはありがたいことであった。しかし、アメリカの労働者にとっては、そのような国外投資への優遇は国内での雇用の減少につながるのである。

II-3-2. 実際の立法

1962年改正により、controlled foreign corporations (CFCs) の（アメリカの課税に服する）株主は、CFCsの一定の種類の国外所得の比例的（pro rata）持分を、その所得が分配されていなくても、申告しなくてはならないことになった。FPHCsについての税制と比べると、通常の事業活動に従事しているような外国子会社も課税の対象に含まれるようになり、課税の対象は大きく広がったと言える¹⁹⁾。1962年改正によって導入されたCFCに関するルールは、内国歳入法典のSubchapter Nの第3部のSubpart Fに規定が置かれたので、the Subpart F rulesと呼ばれる（本稿では、Subpart F税制と呼ぶ）。以下、このSubpart F税制の内容について簡単に述べる。

まず、この税制によって、外国法人に対する課税方式は変更されていない。外国法人の国外源泉所得について課税を及ぼさないという原則を維持したまま、CFCsの株主たる内国法人等に対して課税するという、FPHCsについてのルールと同じ方法が採用されている²⁰⁾。

次に、Subpart F税制に服する法人、すなわち、CFCの定義について説明する²¹⁾。内国歳入法典957条a項は、CFCを、外国法人であって、課税期間のいずれかの日において「アメリ

カの株主」によって議決権のある株式の50パーセント以上を保有されているようなものと定義する。ここでいう「アメリカの株主（a United States shareholder）」とは、アメリカで全世界所得について納税義務を負うような者（国民、居住者、内国法人等）のうち、議決権のある株式の10パーセント以上を保有する者とされている。つまり、ざっくりばらんに言えば、アメリカを拠点に活動しているような個人または内国法人が支配を及ぼしているような外国法人が、CFCである。典型的には、内国法人の完全子会社を外国に設立する場合、それはCFCになる。

CFCの株主であることによってどのような効果が生じるかという点、CFCの所得の比例的持分（pro rata share）に相当する額を自らの所得に加えて申告しなくてはならないことになる。ここで、対象となるCFCの所得はその未分配の所得のみである。このため、この未分配の所得に対応する額が課税されることにより、株主の保有するCFC株式の簿価は課税済み所得相当分、引き上げられる。

CFCの株主に帰属させられる所得は、三種類に分けられるが、その中で最も重要なのが、Subpart F所得である²²⁾。Subpart F所得の中心は、「外国基盤会社所得（foreign base company income）」である²³⁾。外国基盤会社所得は、基本的には（1962年の制定時においては）三種類の所得の総称である。第一に、foreign personal holding company income、すなわち、配当・利子・使用料等の受動的な所得である。受動的な所得というのは、所得の稼得者（ここではCFC）が直接に活動に関わるのではなく、

18) David R. Tillinghast, Taxing the Multinationals: Where Is the United States Headed - , 20 Harv. Int'l L. J. 253, 254 (1979).

19) Bittker & Eustice, Federal Taxation of Corporations and Shareholders, ¶ 15.60 [3] .

20) Bittker & Eustice, ¶ 15.61.

21) Bittker & Eustice, ¶ 15.61.

22) Bittker & Eustice, ¶ 15.62.

23) 通常「基地会社」と訳されるが、語感が悪いので、本稿では「基盤会社」と訳しておく。参照、清永「基地会社とAO42条」同『租税回避の研究』（1995年、初出1985年）所収。

単に資本を提供する対価として受ける所得のことである。第二に、foreign base company sales income, すなわち、CFCが関連者から購入した動産を売却して得られた所得、および、購入した動産を関連者に売却することにより得られた所得のことである。なお、動産の製造および最終的な使用がともにCFCの設立地国以外で行われることが条件となっている。第三に、foreign base company services income, すなわち、CFCが関連者に対してCFCの設立地国以外で各種の役務を提供して得られる所得のことである。

Ⅱ－３－３．何が変わったのか

Subpart F税制の趣旨をどのように理解すればよいのか²⁴⁾。

ひとつには、それを政治的な妥協の産物として捉えることができる²⁵⁾。すなわち、以下の二つの考え方の折衷と見るのである。ひとつには、資本輸出中立性を達成するために、国外に向けられた投資のうち子会社を通じて行われているものについての（それまで存在していた）課税繰延を完全に排除するという考え方である。もうひとつは、アメリカの企業の国際競争力を維持するために、このような課税繰延を維持するという考え方である。

確かに、1950年代のサリーの議論や1961年のケネディ大統領の教書の内容からは、Subpart F税制を政治的な妥協ないし折衷として見ることに理由がある。しかし、そのような見方からは、Subpart F税制においてなぜ受動的所得および関連者間取引から得られた所得のみが問題視されているのか、ということが説明できない。

むしろ、このような所得のみが問題とされて

いることをより適切に説明するのは、ビトカーの次のような叙述である。

『『外国基盤会社所得』という言葉は954条によって詳細に定義されているが、『外国基盤会社』を国際的な事業活動の中で使って国外源泉所得に対する外国およびアメリカの課税を回避する（shelter）というよく行われている行為を制限しようとしていることを、この名称自体が示している。回避の手段は色々な形式を採るが、954条が直接に対象としているのは、アメリカで製造した財を外国（『基盤国』）に設立された子会社に売り、この子会社が今度は財の最終消費者（あるいは、関連者でない卸売業者）の所在する国に設立された関連会社に売却する、というものである。親会社から基盤会社に売る際の価格および基盤会社から仕向地国に所在する関連会社ないし孫会社に売る際の価格を巧妙に設定することで、財の製造コストと関連者でない買主から支払われる価額の差額のほとんどを基盤会社に分け与えることができる。そして、もしこの基盤会社が、所得税を課さない国あるいは基盤会社の所得を免税の国外所得として扱う国に設立されている場合には、アメリカの親会社と仕向地国の孫会社の支払う租税は最小化される（基盤会社が恒久的施設（permanent establishment）を有していないとか、基盤会社の設立地国との間に租税条約があるとかいった理由で、仕向地国が基盤会社の所得を免税扱いする場合にも、同じ結果が達成される）。確かに、このような回避の手段は482条の適用を受ける。しかし、実際には、この制定法上の武器（482条）は、主として、総収入のうち適切な割合が親会社によって〔課税所得として：引用者注〕申告されることを確保するために用いられており、外国孫会社がその設立地国で租

24) 以下、Boris I. Bittker and Lawrence F. Ebb, *United States Taxation of Foreign Income and Foreign Persons*, 2nd ed., 1968, 279-348 (CFCについては、Bittker & Eustice, *Federal Income Taxation of Corporations and Shareholders* (2nd ed. 1966) の抜粋) を参考にした。

25) 例えば、Robert J. Peroni, J. Clifton Fleming Jr. & Stephen E. Shay, *Getting Serious About Curtailing Deferral of U.S. Tax on Foreign Source Income*, 52 S. M. U. L. Rev. 455 (1999) ; Engel (2001). この説明のみに拠るわけではないが、Arnold & Ault, *Comparative Income Taxation*, 2nd ed., 2004, 380.

税を回避することを防ぐために外国基盤会社から孫会社に対して所得を割り付ける (allocate) ためには用いられていない。しかし、なぜアメリカは仕向地国における租税回避に関心を持つべきなのであろうか。1962年法の目的として書かれているのは国外投資に対する『人工的な』刺激を除去するということであるが、立法が主として狙っているのは(法律の文言によれば)『基盤国』によって与えられた租税誘因 (tax inducements) である。もし財が売却される国、役務が提供される国〔前述の仕向地国のこと：引用者注〕がその税率を下げたいのであれば、アメリカの投資家はこの刺激を、その国において設立された会社を通じて活動することによって利用することができる。²⁶⁾

このように、ビトカーは、「基盤国」の与える租税誘因を利用することによって見かけ上減少しているアメリカの親会社の所得を適正に算定する(すなわち、「基盤国」による租税誘因が存在しなかったとしたら現れたであろう所得の額を算定する)こと、さらには、482条だけではなし得ないような「基盤国」の租税誘因を相殺することをSubpart F税制の趣旨であると理解している。

もっとも、Subpart F税制と482条の適用領域が重なるということは、Subpart F税制がただか482条によってなし得ることしかできないということではない。このことも含め、Subpart F税制の導入により何が変わったのか、ということを具体的に説明するためにひとつの裁判例を取り上げる。1965年のJohnson Bronze Co. v. Commissioner, T.C. Memo. 1965-281, 1965 WL 1051 (Tax Ct.), 24 T.C.M. (CCH) 1542 という裁判例である²⁷⁾。

この裁判例は、Subpart F税制の導入前の事案である。ペンシルベニア州で設立されベアリング等の製造を行ってきたJohnson Bronze

Companyという会社がパナマに100パーセント子会社を設立し、この子会社を通じて輸出を行ったことにより得られた所得の課税関係が問題となった。

この事案における争点は、内国歳入法典61条あるいは482条に基づいて子会社の所得の全部または一部を親会社の所得に含めることができるかということであった。具体的には3つの争点がある。第一に、課税庁は、税法上 (for federal tax purposes) 子会社の法人格は認められないという主張を行った。裁判所は、この主張を退けた。第二に、課税庁は、子会社の名で行われた個々の行為(取引)は実は親会社に帰属するという主張を行った。裁判所はこの主張も退けた。

第三に、課税庁は482条に基づいて親会社の各年度の所得を計算し直した (allocation) が、これが裁量権の濫用 (a clear abuse of discretion) にあたることが問題となった。この事案において課税庁は、売り上げの全てを親会社の所得であるとしていた。これに対して納税者はこのような行政処分が違法であると主張し²⁸⁾、裁判所によって認められた。その上で、裁判所は親会社の所得の額を自ら計算した。裁判所は、子会社が親会社とは独立の当事者であったとしたらついたであろう価格で取引が行われたと擬制して、親会社の所得を算出した。納税者側は、子会社に対して割引をして販売した、あるいは、子会社に対して他の輸出業者にはない手数料を払ったなどと主張したが、これらの証拠は認められなかった。

このSubpart F税制導入前の事例からわかることは、第一に、Subpart F税制が482条の代替として機能するというものである。この事例で課税庁は482条に基づいて親会社の所得を計算し直したが、Subpart F税制によっても同様の結果が達成される。そもそも482条は課税庁

26) Bittker & Ebb (1968), 341-42.

27) Bittker & Ebb (1968), 301; Avi-Yonah (1995) でも引用されている。

28) 納税者としては、課税庁による決定が "arbitrary, capricious, and unreasonable" であることを示せばよい。

の二番目の主張の立証の困難を緩和する機能を部分的に果たしていたと言えるのであるが、Subpart F税制も同様の機能を果たす。

第二に、上記の事例からは、Subpart F税制は482条よりも強力であるということがわかる。引用した裁判例によれば、482条に基づいて課税庁ができるのは、子会社の存在およびそれが一定の（上記の事例では、輸出代理店としての）機能を果たすことを前提として、親会社の所得を独立当事者間価格に基づいて算定することであった。実際には、タックス・ヘイブンに設立された子会社がそれほどの機能を果たしていないかもしれないが、そのことを課税庁が立証することは困難であった。さらに、タックス・ヘイブン国（「基盤国」）により租税誘因が与えられていること自体への対抗措置としては、482条は不十分であった。482条によっては、この租税誘因自体をなくすことはできない。これに対して、Subpart F税制があれば、タックス・ヘイブン国に設立した子会社を通じて取引を行うインセンティブが完全になくなる。

Ⅱ－3－4. 租税条約との抵触に関する議論

ここでは、Subpart F税制の租税条約との抵触を批判する、立法されてから日が浅い時期の議論を紹介する。租税条約との抵触について論じた論文はあまり存在しないが、シカゴの弁護士であるビーマーという人物による1964年の論文²⁹⁾がよくまとまっていることから、この論文をもとにして論じる。

前提として、内国歳入法典7852条(d)は、内国歳入法典の規定と租税条約の規定に抵触がある場合には条約が優先することを定めていた³⁰⁾。ところで、1962年法(Subpart F税制を含む全体としてのそれ)には、租税条約と抵触するとも考えられる規定が含まれている。そこで、1962年法は、この法に関しては7852条(d)が適用されないという規定を盛り込むことで、抵触の問題を回避した。そのようにして抵触を回避したことが果たして適切であったかというのがひとつの大きな問題であるが、ここではその点については論じず、Subpart F税制と租税条約の間にどのような抵触が生じうるのかというを紹介する³¹⁾。

ビーマー論文のSubpart F税制と租税条約の抵触に関する分析は三つに分かれる。

第一に、Subpart F税制に基づく課税を「アメリカの株主」に対する課税として理解する場合の分析が行われる。ここでは、最高裁判所の判例³²⁾に基づいて、租税条約にsaving clauseが明示されていないともそれがあるかのように考える、すなわち、租税条約があってもアメリカ国民・居住者・内国法人市民に対する連邦所得税の課税は原則として影響を受けないということが前提とされている。そして、このような前提に立てば、「アメリカの株主」に対する課税である以上、Subpart F税制が租税条約と抵触することは原理的にありえないということになる。

第二に、Subpart F税制を外国法人に対する課税であるとする場合の分析が行われる。外国

29) Michael G. Beemer, Revenue Act of 1962 and United States Treaty Obligations, 20 Tax L. Rev. 125 (1964).

30) この規定は現在も存在する。Bittker & Lokken, Federal Taxation of Income, Estates and Gifts, ¶ 65.4.

31) Beemer (1964), 147-61.

32) Maximov v. United States, 373 U.S. 49 (1963). これは、イギリス居住者を受益者とし、コネチカット州で設定された信託について生じたキャピタル・ゲイン（受益者にはまだ分配されていない）がアメリカで連邦所得税の課税の対象となるかということが争われた事案である。最高裁判所は、信託がその受益者とは独立の納税義務者である（つまり、アメリカの内国法人と同様の課税に服する）と判断し、キャピタル・ゲインへの課税を認めた。イギリスがキャピタル・ゲインに対する課税を行っていないことを反映して、事件当時の英米租税条約では、イギリスの居住者のキャピタル・ゲインはアメリカで事業に従事していない場合には免税扱いとされていた（同条約14条）。納税者は、アメリカの居住者等がイギリスでキャピタル・ゲイン課税を受けないことを指摘したが、裁判所は租税条約が両国の納税義務者の対称な扱いを保障しているわけではないと述べた。

法人に対する課税であると捉える場合、租税条約の「PEなければ事業所得課税なし」の原則と抵触するという見解があるが、ビーマーはこれに与しない。彼によれば、同原則は源泉地国による同国源泉所得に対する課税を制限する原則である。Subpart F税制は、外国会社の株主が「アメリカの株主」であることを理由とした課税であって、源泉地国としての資格に基づく課税ではない。それゆえ、抵触は生じない、というのである。

しかし、第三に、Subpart F税制が租税条約の精神 (the spirit of the treaties) と抵触するのではないかということが検討される。ビーマーによれば、Subpart F税制は、外国の政策に対する干渉であるという域に達している。Subpart F税制のようなもの (タックス・ヘイブンへの対策) が必要であることを認めるにしても、その適用範囲があまりに広過ぎるというのが問題だという。結局、ビーマーの見解は、租税条約への抵触を問題視するというよりは、Subpart F税制の行う課税管轄権の拡張自体を批判しているように読める。この当時、先に紹介したサリーの見解をはじめとして、課税管轄権には限界がないという考え方が主流だっただけに³³⁾、ビーマーのような見解も存在していたということは興味深い³⁴⁾。

II-4. 近年の改革論

II-4-1. みなし配当という法律構成への批判

Subpart F税制の改革論の一例として、みなし配当という法律構成を批判する、アヴィヨナの議論³⁵⁾を紹介する。

彼は、次のように述べる。まず、前身の

FPHCsにおいて国家管轄権の限界からみなし配当という法律構成が採用された³⁶⁾。そして、みなし配当という法律構成を採っている限りで国家管轄権の問題は生じないと各国で考えられている。さらに、いくつかの国では (外国子会社合算税制の法律構成として) みなし配当という法律構成すら採らず、外国子会社の所得をパス・スルーして株主に課税する方法がとられている。これに対して、一般国際法の分野では一般に、ある国 (A) の国民によって支配されているという理由で別の国 (B) において設立されている会社に対して最初に述べた国 (A) の管轄権が及ぶことはないと考えられている。アヴィヨナは、このような国際課税と一般国際法との乖離に鑑みて、国際課税の分野においては一般国際法とは異なる独自の慣習国際法が成立したという仮説を提示する。すなわち、源泉地国課税が居住地国課税に優先する (後者が二重課税を排除しなくてはならない) が、逆に源泉地国課税を侵蝕しない限りにおいて居住地国課税を広げるのは構わないというものである。そして、アヴィヨナは、みなし配当という法律構成抜きに、直接CFCのSubpart F所得に課税すべきであると主張する。

彼のこの主張の主眼は、みなし配当という法律構成によって生じる問題に対処することにある。その問題の例として彼は以下の3つを提示している。第一に、みなし配当という法律構成を採用するということは、配当可能利益があつて初めてSubpart F所得があるということになるわけだが、関連者間で優先株を発行することにより配当可能利益、ひいてはSubpart F所得を圧縮できる³⁷⁾。第二に、CFCが (同じくタッ

33) Martin Norr, Jurisdiction to Tax and International Income, 17 Tax L. Rev. 431 (1962). さらに参照、水野忠恒「国際課税の基礎的考察」同『国際課税の制度と理論』1頁、4頁 (2000年、初出1987年)。

34) ビーマーは論文においてハーヴァード・ロースクールの国際法の教授であるヴァッツ (Detlev F. Vagts) に謝辞を述べている。課税管轄権に限界がないとするノア (Norr) の見解を批判する Stanford G. Ross, United States Taxation of Aliens and Foreign Corporations: The Foreign Investors Tax Act of 1966 and Related Developments, 22 Tax L. Rev. 277, 363 (1967) の記述も合わせて考えると、一般に租税法の研究者より国際法の研究者のほうが課税管轄権の限界について厳格に考えていたのかもしれない。

35) Avi-Yonah, The Deemed Dividend Problem, Proceedings of the Annual Conference on Taxation, 251-57, 2004.

36) 本稿II-1-1参照。

クス・ハイブン所在の) partnershipを保有しそれを通じて活動する場合に、問題が生じる。Partnership段階で(Subpart F所得か否かという)所得の性質決定をしなくてはならないが、Subpart F所得が(partnerである)CFCの所得としては定義されていないことから、partnerのさらに親会社(「アメリカの株主」)の所得の性質をpartnershipの所得に反映させるという複雑な規定を置かなくてはならない。もし、みなし配当という法律構成を放棄してCFCの所得に直接課税するならば、このような複雑な規定を置く必要もなくなる。第三に、CFCに損失が生じている場合に、みなし配当という考え方下ではそれを「アメリカの株主」の課税において考慮することができない。その不都合を回避するためにマイナスの配当可能利益を認めるルール、さらにはグループの他の会社の損失を一定限度考慮するルール(the chain deficit rule)があるが、これらは極めて複雑である。みなし配当という法律構成をやめて、直接CFCの所得に課税することでこれらの複雑なルールから解放される。

Ⅱ－４－２．外国税額控除制度の改革に伴う議論

アメリカでは、近年、対外直接投資に関する租税制度をどのように改革するか、ということが、熱心に論じられている。現行法を中央において、一方ではテリトリアル・システム(territorial system, 国外所得免除方式)、他方では完全合算(full inclusion)システムの、それぞれの支持者が存在する³⁷⁾。この議論の中で、Subpart F税制に言及されることがある。

対外直接投資に関するアメリカの租税制度と

しては、現在、外国税額控除制度が採用されている。これに対して、ヨーロッパ諸国ではテリトリアル・システムが採られている。原則として国内源泉所得のみが課税の対象となるテリトリアル・システムを採るほうが、国外源泉所得をも課税の対象とする外国税額控除制度を採用するよりも、課税ベースは狭くなる。完全合算システムにおいては、課税ベースは広がるので、この制度を支持する論者は、同時に税率の引き下げを行うことを主張しているようである。

本稿の主題であるSubpart F税制との関係で注目すべきことは、第一に、両論陣の論者が、Subpart F税制を課税繰延防止のための制度として捉えていることである。第二に、両論陣の論者が、外国子会社の所得に対する課税は国際法(ないし国際租税法)上当然に可能であると考えていることである。

まず、テリトリアル・システムを支持するグラッツは、その国際課税に関する著書においてSubpart F税制を課税繰延の文脈で説明している³⁹⁾。また、テリトリアル・システムの導入を主張する論文において、グラッツは、国外所得免税の対象は能動的所得(active business income)に限られる、つまり、Subpart F税制を維持すべきであると言っているが、その理由はほとんど述べられていない⁴⁰⁾。グラッツの議論を見ると、彼ですら、本来、外国子会社に対して課税しても構わないと考えているのではないかと推測される。政策的に課税を繰り延べているのが現行制度(外国税額控除制度)であり、むしろそれをさらに一歩進めて、国外所得免税を導入しようというのが、グラッツの論じると

37) Avi-Yonah (2004), 253-54.

38) 議論状況については、Joint Committee on Taxation, Economic Efficiency and Structural Analyses of Alternative U.S. Tax Policies for Foreign Direct Investment (JCX-55-08), June 25, 2008; 増井良啓「米国両議院税制委員会の対外直接投資報告書を読む」租税研究708号203頁(2008年); 浅妻章如「国外所得免税(又は仕向地主義課税)移行論についてのアメリカの議論の紹介と考察」フィナンシャル・レビュー84号152頁(2006年)を参照されたい。

39) Michael J. Graetz, Foundations of International Income Taxation, 2003, 217-65.

40) Michael J. Graetz & Paul W. Oosterhuis, Structuring an Exemption System for Foreign Income of U. S. Corporations, 54 National Tax Journal 771 (2001).

ころである。そして、Subpart F税制を課税繰延の文脈で説明する以上、テリトリアル・システムにおいてSubpart F税制が必要なことを説明するのが困難なのは、当然である。

これに対して、完全合算システムにおいては、外国子会社の所得も例外なく合算して課税されるから、Subpart F税制は不要となる。このため、Subpart F税制をどのように理解するかということは、完全合算システム支持論自体

からは必ずしも明らかでない。しかし、完全合算システム支持論者の書いた他の論文を見ると、少なくとも一部の者は、Subpart F税制を課税繰延防止のためのものと理解しているようである⁴¹⁾。また、完全合算システムについては、この考え方が、外国子会社の所得に対する課税が国際法上当然に可能であるということを前提としていることが指摘できる。

Ⅲ．外国子会社合算税制の意義と機能

Ⅲ－１．外国子会社合算税制は課税繰延防止のための制度か

外国子会社合算税制は、課税繰延防止という文脈で説明されることがある⁴²⁾。実際、わが国の制度を見ても、外国子会社の留保金額を基準として計算された金額をその株主である内国法人の「収益の額」（あるいは、居住者の「雑所得にかかる収入金額」とみなして課税しているから、本来配当されるはずである子会社所得が配当されていないことにより存在している課税繰延の利益を失わせるために外国子会社合算課税が行われていると見られなくもない。例えば、立法担当者の解説は、株主に対する合算課税という法律構成を採用した理由について次のように述べている。

「これは、株主たる内国法人あるいは居住者に係る課税対象留保金額が、通常であれば当該内国法人あるいは居住者に対する利益の配当又

は剰余金の分配として交付されるべき性質のものであり、株主は子会社等にそうさせるだけの支配力をもっているにもかかわらず、子会社等が配当を全くあるいはわずしか行わず、留保利益を蓄積しているところに税の回避を推認し得る、という考え方の表われといえよう。」⁴³⁾

「税の回避」という表現が使われているが、行われるべき配当が行われていないことを問題としているのであれば、この部分の叙述に限っては課税繰延防止の文脈で理解するほかならう。

また、国際課税の分野の大家であるブライアン・アーノルドらが著したIFAのGeneral Reportにおいてさえ、叙述の一部では、外国子会社合算税制があたかも居住者・内国法人による課税の繰延に対処するためのものであるかのように描かれている⁴⁴⁾。さらに、アメリカの財務省が2000年に出した報告書でも、その標題で

41) Peroni, Fleming & Shay (1999).

42) 例えば、中里実「課税繰延の利益」同『金融取引と課税』15頁、22頁（1998年、初出1992年）は、「タックス・ヘイブン対策税制の適用は、このような外国子会社設立による（日本の課税権者による）課税の繰延を防止することを目的としている」と述べていた（もっとも、同「タックスヘイブン対策税制の取引類型に応じた類型化」（2001年、同『デフレ下の法人課税改革』（2003年）に再録）では、このような説明は行われていない。浅妻章如「国際的租税回避」金子宏編『租税法の基本問題』629頁（2007年）は、課税繰延防止が「教科書的な趣旨説明」であるとしている。

43) 米里ほか編『タックス・ヘイブン対策税制の解説』93頁〔石山〕（1979年）。

44) Arnold & Dibout (2001), 39.

繰延という語が用いられている。Ⅱ－4で見たように、アメリカでは、多くの有力な学者たちが、もっぱら課税繰延の問題としてSubpart F税制を論じている⁴⁵⁾。

原則としては課税繰延を防止しつつ、政策的に促進すべき一定の国外投資についてのみ課税繰延を許容する。外国子会社合算税制についてのこのような理解は、一応筋が通っているようにも見える。

しかし、外国子会社合算税制が課税繰延防止のための制度であるという理解は、誤っている⁴⁶⁾。少なくとも、そのような理解で制度を運用すべきではない。

第一に、課税繰延防止が目的であるということは、本来、外国子会社の所得に対して親会社所在地国が当然に課税できるということを含意している。確かに、前述のとおり、アメリカの最近の議論においては、親会社所在地国が外国子会社の所得に対して課税することに何の制約もないとの理解が一般的である。しかし、少なくとも我が国やヨーロッパにおいては、外国の法人に対して、それが国内に恒久的施設を有しない場合にその事業所得に対して総合課税することは許されない（「PEなければ課税なし」）と考えられている。そうだとすれば、外国子会社に対して当然に課税できることを前提とするような説明を採るべきではない⁴⁷⁾。

第二に、課税繰延防止が目的であるとすれば、外国子会社がまっとうな事業活動を行っているような場合に外国子会社合算税制の適用がないことの説明がつかない。政策的に一定の国外投資を促進しているとしても、なぜ、独立当事者間の取引を通じて得られた、また（投資と対置される意味での）事業活動からの所得（ac-

tive income）に限定されるのか、説明が困難である。

第三に、課税繰延が防止されているのは、あくまで見かけ上のものである。確かに、外国子会社合算税制においては、本来課税が繰り延べられるはずの所得への課税が前倒しして行われているように見える。少なくとも、そのような法律構成が採られている。しかし、それは全体の絵の一部にすぎない。制度の全体を見れば、「繰り延べられてしかるべき外国子会社からの配当について課税の前倒し」というのは、内国法人＝親会社について生じているはずの所得に対して課税するための擬制である。

Ⅲ－２．外国子会社合算税制は租税回避防止のための制度か

Ⅲ－２－１．序論

外国子会社合算税制は租税回避防止のための制度であるといわれることがある。立法担当者の解説は次のように、「租税回避防止論」が本制度の趣旨であるという。

「タックス・ヘイブン対策税制の目的は、軽課税国—いわゆるタックス・ヘイブン—にある子会社等で我が国株主により支配されているようなものに我が国株主が所得を留保し、我が国での税負担を不当に軽減することを規制することにあるが、軽課税国に所在する子会社等であっても、そこに所在するのに十分な経済合理性があれば、それは我が国の税負担を不当に減少させるための手段とはなっていないと考えられる。逆に子会社等が十分な経済合理性を欠くようなものであるときは、それは我が国株主によって租税回避のために利用されていると考えられ、子会社等が留保する所得を我が国におけ

45) See e. g., Peroni, Fleming & Shay (1999) ; Engel (2001) .

46) Yoshihiro Masui, Comment: A Japanese View, 52 S. M. U. L. Rev. 541 (1999) は、ペローニらの論文のような課税繰延の文脈のみでのSubpart F税制への理解に対して疑問を示し、日本では租税回避防止が立法趣旨であると考えられていることを対置する。

47) 中里実「タックスヘイブン対策税制」税研124号72頁（2005年）は、我が国の外国子会社合算税制が一般的に租税条約と抵触すると主張する。外国子会社合算税制を課税繰延防止のための制度と考える場合には、この議論は説得力を有する。

る課税の枠組みの中に取り込む必要が生じてくる。しかし子会社等は、仮に経済合理性を欠くようなものであっても、所在地国の法律に基づいて設立された外国法人であり、親会社等とは別個の法人格をもつものであることは否定し得ず、また我が国は本店所在地国主義をとっている。これらを前提としてなお国内株主の租税回避を防止しようとするれば、合算課税方式により国内株主に課税することが最適の解決法になってくる。」⁴⁸⁾

この叙述は様々に読めるが、軽課税国に設立された子会社を利用して、「我が国での税負担」、すなわち「我が国株主」の税負担が不当に軽減されることこそが「租税回避」の内実であると考えらるべきである。引用部分には「我が国株主」が子会社に所得を留保することへの言及があるが、子会社に所得が生じること自体は、(外国子会社合算税制の文脈では)租税回避と考えるべきではない(1)。また、留保した所得を配当しないことも租税回避と捉えるべきではない(2)。

Ⅲ－２－２．配当しないことが租税回避か

まず、2についていえば、1978年当時どのような考えられていたかはともかく、現在では、会社法上、すべからず会社は株主に対して配当を行うべきであるということではできないし⁴⁹⁾、ましてや税制が配当を強制することは適当でない。配当が行われた場合と比べて課税繰延の利益が株主に生じるとしても、配当が行われないこと＝所得の留保自体は租税回避とは言えない。

所得が生じているように見えることなく、それが配当されずに留保されていることが問題であるという2のような誤解は非常に頻繁に見られる。そもそも、アメリカのforeign

personal holding companiesのもとになった国内法の規定である、留保利益税や人的保有会社課税についても、そのターゲットは留保されていることよりも所得が生じること(より正確に言えば、そのように見えること)であるはずだが、この点は必ずしも理解されてこなかったようである⁵⁰⁾。

Ⅲ－２－３．子会社に所得が生じることが租税回避か

1についていえば、子会社の所得がどのようにごまかされているようにも、「我が国での税負担」には関係ないはずである。法人格単位の規律の下では、外国法人である子会社の所得が「我が国での税負担」に影響を及ぼすのは、それが「我が国株主」に対して分配されそれに応じて外国税額控除が認められる場面に限られる。そして、過大な外国税額控除に対しては、外国法人税の厳密な定義、控除限度額の設定、といった方法で、外国税額控除制度の内部で対処がなされている。

子会社に所得が留保される前提として子会社に所得が生じているように見えることは、むしろ、「我が国株主」の所得の額が過少に現れていることの反射的效果と考えるべきである。「我が国株主」と外国子会社の間では、財の売買や役務の提供、資金のやり取り等が行われているが、その際の対価を時価と違えることにより、「我が国株主」の所得(厳密には、益金(法人税法)ないし収入金額(所得税法))を減額することが可能である。そして、その際、原則として、外国子会社の所得は同額だけ増額されることになる。この見かけの上で増えている外国子会社の所得ではなく、「我が国株主」の所得が過少に現れていることこそが、外国子会社合算税制のターゲットである⁵¹⁾。

48) 米里ほか編『解説』92頁〔石山〕。

49) 配当に関するミラー・モジリアーニの定理によれば、企業が配当するか内部留保するかの選択は、企業の株主に影響を与えない。藤田友敬「株式会社の企業金融(7)」法学教室270号62頁(2003年)参照。

50) 我が国の特定同族会社に対する特別税率(法人税法67条、いわゆる留保金課税)についても同様の誤解が存在するのではないかと考えられるが、この点については今後の検討課題としたい。

要するに、外国子会社合算税制は、「我が国株主」の「適正な」所得を算定するための制度である。ここで「適正な」所得とは、（１）納税者と課税庁の間に情報の非対称性が存在せず、（２）納税者にタックス・ヘイブンに子会社を設立するインセンティブが存在しないような場合に、実現したはずの所得のことである。

アメリカ法について紹介したのと同様、日本でも、関連者間の取引の問題に対処するのは困難である。Ⅱ－３－３で紹介したとおり、関連者間の取引を時価に引き直す場合の時価の判定が難しいということに加え、そもそも、納税者が主張するような内容の取引（とりわけ、役務の提供や資金の融通）が行われたのかということに関する事実認定が困難である。例えば、タックス・ヘイブンに設立された子会社が実際には何も行っていなかった（すなわち、適正な対価はゼロということになる）としても、そのことを課税庁が立証することは甚だ難しい。

このような関連者間の取引を利用して、「我が国株主」の所得が過少に現れていることが、外国子会社合算税制において問題とされている「租税回避」である。言い換えると、タックス・ヘイブンがなかったとしたら「我が国株主」の所得として現されているはずの額と、実際に「我が国株主」の所得として申告されている額との差額に対応する税額が「租税回避」として問題にされている。

Ⅲ－３．租税回避防止論についての補足

Ⅲ－３－１．租税回避行為とインセンティブの構造の区別

ここでは、外国子会社合算税制を租税回避防止のための制度であると主張するに際してありうる誤解を避けるためにいくつかの説明を行

う。

第一に、学説による租税回避の標準的な定義とⅢ－２で説明した租税回避の概念は、文脈が異なることを明らかにしておきたい。学説による租税回避の標準的な定義は、実は、租税回避「行為」を定義している⁵¹⁾。これは、そのような個々の租税回避行為を、一般的否認規定によって課税庁が否認できるかということをもととして問題にしてきたからである。

これに対して、外国子会社合算税制が問題としている租税回避とは、そのような個々の行為それ自体ではない。むしろ、そのような行為が納税者たちによって合理的なものとして選択されるようなメカニズムないしインセンティブの構造である。具体的に言えば、ある国の税率が低いことにより、その国に子会社を設立し、その子会社を経由して様々な取引を行う（あるいは行ったことにする）インセンティブが生じる。それによって、「我が国株主」の所得が、当該インセンティブが存在しなかった場合と比べて少なくなり、それに対応する税額も減少する。当該インセンティブが存在しなかったとしたら実現したであろう所得の額をもとに税額を算定するのが、外国子会社合算税制の主たる機能である（Ⅲ－４－１参照）。なお、インセンティブの構造を変えるために、法を通じて、別の方向のインセンティブを与えるのが個別的否認規定であり⁵²⁾、外国子会社合算税制は部分的にはそのような機能を果たしているとも考えられる（Ⅲ－４－２参照）。

Ⅲ－３－２．主観面は問題とならない

第二に、外国子会社合算税制の文脈で問題とされている租税回避を、納税義務者の個別の行為（租税回避「行為」）として理解するのでは

51) 外国子会社合算税制の文脈に限らず、shifting of income（「利益の付け替え」（中里（1999年、初出1998年）あるいは「所得振替」（増井『結合企業課税の理論』13頁（2002年、初出1991年）と訳される）という概念は、厳密には、同一性を保った「所得」ないし「利益」が法人間を移転するのではなく、本文のような現象を比喩的に表現する概念であると考えるべきである。

52) 拙稿「アメリカにおける租税回避否認法理の意義と機能」学習院大学法学会雑誌38巻2号91頁（2003年）で整理した。また、拙稿「租税法と私法の関係」学習院大学法学会雑誌44巻2号13頁（2009年）も参照。

なく、以上に述べたように納税義務者等の経済合理的な行動によって結果的に生じる、(その原因がなかったと仮定した場合と比べた)ある納税義務者にとっての租税負担の減少と理解するならば、納税義務者等の主観面(意図や目的等)は全く問題とならない。

このようなことをわざわざ述べるのは、個別の租税回避行為に対する否認の問題と、インセンティブの構造としての租税回避とが混同された上に、後者についてのルール適用に際して(せいぜい前者についてしか観念しえない)主観面が考慮されることが少なくないからである。

例えば、アメリカの最初期の租税回避への個別的否認規定とも言える、1913年歳入法で導入された留保利益税は、所得税回避の目的を要件のひとつとする(内国歳入法典532条)など納税者の主観面を考慮したことによって、結果としてうまく機能せず、人的保有会社課税が別途必要になった。

また、含み益のある資産が課税管轄権から離脱するような場面を規律するルールである内国歳入法典367条の中に、その前身が成立した1932年から1984年までの長きにわたり、主観的要件が盛り込まれていた⁵⁴⁾。課税管轄権から離脱する資産について清算的な課税(あるいは取得価額の調整)を行うことは、キャピタル・ゲインを課税の対象とするアメリカの連邦所得税の本質に根ざしている。このため、そのような清算的な課税を行うに際して、資産移転を行った納税者の主観面を問うことに意味はない。しかし、実際には、立法者自身がこのような制度趣旨を理解せず、租税回避「行為」の否

認に類似した主観的要件を課していたのである。1984年になってやっと主観的要件が削除されたが、このような長年の誤解は、法現象としての租税回避と個別の租税回避行為が混同されていたことを如実に示している。

Ⅲ－4. 外国子会社合算税制の機能

Ⅲ－4－1. 内国親会社の「適正な」所得を算定する手段としての外国子会社合算税制

以上、外国子会社合算税制の意義について述べてきた。ここでは、外国子会社合算税制が果たしている二つの機能について述べる。

外国子会社合算税制は、第一に、また主として、内国親会社の「適正な」所得を算定するための手段として機能している。ここで、「適正な」所得とは、先に述べたとおり、(1)納税者・課税庁間の情報の非対称性と(2)タックス・ヘイブンを利用するインセンティブ、の両者が存在しない場合に実現すると考えられる所得のことである。

まず、納税者と課税庁との間には、情報の非対称性が存在するため、課税庁は所得の存在を十分に立証できず、結果として所得の額は過少に表示される。外国子会社合算税制は、外国子会社の所得の額を内国親会社の所得に加算することによって、課税庁の負う立証の困難を排除している⁵⁵⁾。

厳密に言えば、このような所得は、元来、内国親会社によって申告されるべきものであり、仮装行為ないし脱税によって、あたかもそれが存在しないかのように見えている。課税庁としては、このような所得の存在について立証する、あるいは、移転価格税制のような手段を用

53) 租税の存在(正確に言えば、それに加えて、課税所得算定や徴収の際の情報の非対称性の存在)により納税義務者やその関係者の行動が変化することがある。そして、その変化がなかったとした場合の課税標準(例えば、所得)を採用するのが適切な場合に、一見、所得課税の諸原則から乖離するような制度を導入する必要がある。この点については、アメリカの内国歳入法典469条を紹介する、中里実「金融取引課税と利益の付け替え」同『キャッシュフロー・リスク・課税』137頁(1999年、初出1998年)、同「利益・損失の付け替えと課税」石黒一憲ほか『国際商取引に伴う法的諸問題(7)』[トラスト60研究叢書]145頁(1998年)、吉村政穂「金融所得課税をめぐるいくつかの問題」租税研究662号42頁(2004年)、および、拙稿「アメリカ内国歳入法典469条のメカニズム」ジュリスト1290号123頁(2005年)等参照。

54) 以下、詳しくは、近刊の拙稿「取引・法人格・管轄権(2)」法学協会雑誌掲載予定参照。

いて取引ごとにその適正な対価を認定していきたいところである。しかし、そのような立証や認定がきわめて困難であることから、このような推計課税類似の課税方法が採用されたと考えられる。

もっとも、納税者がタックス・ヘイブンに子会社を設立する場合、その子会社に（仮装行為や脱税に基づくのではなく）真に所得が生じているとも言えることも少なくない。そして、それに対応して内国親会社の所得は、タックス・ヘイブンが存在しなかった場合と比べて、減少しているはずである。そこで、内国親会社の所得計算にあたって、タックス・ヘイブンを利用するインセンティブが存在しなかったとした場合に実現したであろう所得、というものを観念することができる。外国子会社合算税制は、このように観念される所得を算出し、それを課税の対象とするという機能を果たしている。

Ⅲ－４－２．タックス・ヘイブン子会社の利用に対するディスインセンティブとしての外国子会社合算税制

外国子会社合算税制は、第二に、そして副次的に、タックス・ヘイブン子会社の利用に対するディスインセンティブ（負のインセンティブ）として機能することがある。すなわち、タックス・ヘイブン国が存在し、そこに自由に会社を設立することができ、その法人格が居住地国によって否認されないような場合⁵⁵⁾、タックス・ヘイブン国に子会社を設立し、そこを通じて活動することが合理的である。このようなタックス・ヘイブンを利用するインセンティブは、外国子会社合算税制という課税ルールが存

在することで、減殺される。

なお、ここでは、真実に内国親会社に生じている所得よりも大きい額が課税の対象となる可能性がある。

この点を説明するために簡単な数値例を導入しよう。

まず、タックス・ヘイブンが存在しない状況を考える。内国親会社が製造した商品を外国（仕向地国）で子会社を通じて販売する事例を想定する。そして、内国親会社が100、仕向地国子会社が100の所得をそれぞれ得るとしよう。言うまでもなく、前者が製造からの所得、後者が販売からの所得である。

では、法人所得税率ゼロのタックス・ヘイブンが存在する場合にはどのような行動が生じるか。内国親会社はタックス・ヘイブンに子会社を設立する。そして、内国親会社は製造した商品をタックス・ヘイブン子会社にまず売却し、この子会社が今度は仕向地国子会社に商品を売却する。課税を回避するためには、内国親会社の所得がゼロ、仕向地国子会社の所得もゼロ、となるようにするのが合理的である。そうすると、タックス・ヘイブン子会社の所得は恐らく200となるであろう。

外国子会社合算税制が導入されると、タックス・ヘイブン子会社の所得の額を参照して内国親会社の所得の額が決められることになる。この事例では、所得の額は200（＝0＋200）ということになる。これは、本来の（タックス・ヘイブンが存在しない場合の）内国親会社の所得の額よりも多い。タックス・ヘイブンに子会社を設立することへの非常に強いディスインセンティブとして、外国子会社合算税制が機能する

55) 水野（1988年）269-71頁では、アメリカ法において、租税回避に対する様々な個別的否認規定が、立証の困難を解消するために導入されたことが示唆されている。なお、日本法においてはやや一般的な否認規定である同族会社の行為計算否認規定について、「証拠法の観点からみた157条のひとつの機能が、同業者比準に基づく更生・決定を承認し、立証を緩和することにある」と指摘されることがある。増井良啓「所得税法157条を適用して過大不動産管理料の必要経費算入を否定した事例（租税判例研究・東京地判平成元年4月17日訟務月報35巻10号2004頁）」ジュリスト965号101頁、102頁（1990年）。

56) 法人を株主から独立した納税者とするのが国際課税の基本枠組みの前提のひとつとなっていると指摘する岡村忠生「国際課税」岩村ほか編『政府と企業（岩波講座現代の法8）』287頁、294頁（1997年）参照。Masui（1999）は、岡村論文から説き起こし、外国子会社合算税制を論じている。

ことがわかる。

この例は、外国子会社合算税制のディスインセンティブ機能が、その制度設計如何により、仕向地国との関係で強すぎる可能性がある可能性を示唆する。この例において、内国親会社の所得200のうち100は、本来仕向地国の子会社の所得であるはずだからである。この問題は、仕

向地国がタックス・ヘイブンに対して適切な対応策を講じられるかという点と関わっている。

さらに、タックス・ヘイブン国に子会社を設立することが租税以外の考慮に基づくことがあることを考えると、外国子会社合算税制のディスインセンティブ機能が強すぎないように、配慮が必要であろう⁵⁷⁾。

IV. 外国子会社合算税制の法律構成

IV-1. 実質論と法律構成の乖離

Ⅲで論じたように、外国子会社合算税制は、実質的には内国法人に対する、そして基本的には国内源泉所得に対する課税であり、その限りで正当化されるはずである。しかし、実際には、各国の外国子会社合算税制においては、この実質論とは異なった法律構成に基づく課税が行われている。

IV-2. みなし配当方式

まず、アメリカでは、国内のpersonal holding companiesに対する課税の代替として、foreign personal holding companiesが構想されていた。すなわち、株主に対する課税の代替としてのエンティティ段階での課税、そのさらに代替としてエンティティから株主に配当があったとみなして課税するという法律構成が採用されたのである。このforeign personal holding companies課税における法律構成は、Subpart F税制においても踏襲された。いわゆるみなし配当である。

この法律構成の長所は、実際に外国子会社から内国親会社へと配当が行われた場合に、所得

のダブルカウントが生じないことである。本稿の立場からは、合算課税を行うということは、合算される金額だけ外国子会社自体の所得を減額すべきということになる。しかし、外国会社についてそのような減額を行う手続きは存在しない。そこで、合算課税の対象となる額を配当されたとみなすことで、実際に配当される場合に生じる実質的な二重課税を排除することができる。

もちろん、この法律構成には短所もある。配当という法律構成を採用するため、合算課税の対象とできる額が、配当可能利益に縛られてしまう。また、タックス・ヘイブンに親会社を設立する場合に、外国子会社合算税制が機能しないことが指摘されているが⁵⁸⁾、配当という法律構成を採る場合は特に、この問題に対して脆弱である。

日本でも、外国子会社合算税制の法律構成としてみなし配当が採用されていると理解する見解が存在する⁵⁹⁾。しかし、アメリカのように留保金課税から制度が発展してきたわけではない以上、みなし配当という法律構成を採用する必然性も必要性も存在しない。Ⅲ-2-2で述べ

57) 宮武敏夫『国際租税法』134頁（1993年）参照。

58) 中里実「タックスヘイブン親会社」税研125号92頁（2006年）。

59) 例えば、今村隆「タックス・ヘイブン対策税制の課税要件と立法趣旨—最近の裁判例を分析して」租税研究697号114頁、122頁（2007年）、本庄資「タックス・ヘイブン対策税制と租税条約」同編著『租税条約の理論と実務』426頁、436頁（2008年）。

たとおり配当をしないこと自体は問題ではないのであるから、みなし配当という法律構成を採用することは誤解を招く恐れがある⁶⁰⁾。

なお、みなし配当と言わずに、株主段階での未実現の利得（外国子会社の株式価値の増加分）に対して課税しているという法律構成も考えられるが、Ⅲで述べた実質論に代えてこのような法律構成を採用することを基礎づける積極的な理由はない。

Ⅳ－３．外国子会社に対する直接の課税

これに対して、内国親会社の所得が減少している分、外国子会社に直接課税してしまうという法律構成もありうる。フランスのかつての制度はそのような法律構成を採用していたと、フランス国務院判決は理解しているようである⁶¹⁾。

外国の会社に直接課税すると構成する場合、外国法人課税の基本的なしくみとの抵触が問題となる。すなわち、外国法人にはその国内源泉所得に対してのみ課税し、とりわけその事業所得に対しては「PEなければ課税なし」の原則が妥当する、というのが国際的に広く受容されている課税ルールであり、各国の国内法や租税条約では、この旨が規定されている。ところが、外国子会社合算税制に基づいて国内にPEを有しない外国法人に直接課税すると構成し、この外国法人の所得のうち事業所得に対しても課税するならば、その限りで「PEなければ課税なし」の原則との抵触が生じてしまう。

このような抵触の可能性を招来する以上、アメリカにおいて論じられているように外国子会社の所得に対して当然に課税できるという前提をとるのでない限り、外国子会社に対する直接の課税という法律構成をとるべきではないと考えられる。

Ⅳ－４．端的に内国親会社に対する課税と構成すべき

Ⅳ－４－１．序論

むしろ、Ⅲで論じたとおり外国子会社合算税制とは内国親会社に対する適正な所得算出のための制度だと理解するならば、内国親会社の所得を算定するために、外国子会社の所得の額（として現れている額）を参照しているにすぎない、と考えるべきである⁶²⁾。外国子会社合算税制の意義に忠実であるばかりか、次に述べるように、租税条約との抵触の問題も（相当杜撰な制度設計をしない限り）生じないからである。

Ⅳ－４－２．租税条約との関係

タックス・ヘイブン国と租税条約が締結されている場合の、我が国の外国子会社合算税制と租税条約との関係については次のように考えられる⁶³⁾。

外国子会社合算税制は居住地国がその内国法人の所得に対して行う課税であるという制度の本質からは、当該所得は、原則として、（形式的にはともかく）実質的には国内源泉所得ある

60) 租税法研究36号132-33頁の租税法学会「国際租税法の新たな潮流」におけるシンポジウムにおいて、村井正は、みなし配当という理解に基づく、タックス・ヘイブンの子会社に対して国内税法を域外適用していることになるのではないか、そうするとOECDの「追っかけ課税の禁止」に抵触するのではないか、と指摘している。なお、報告者の吉村典久は、適切にも、「親会社の所得の計算上CFCの想定される数値上の金額を加算している」と応答している。

61) 中里（2005年）参照。

62) 金子宏『租税法』では、みなし配当という法律構成をとるように読める第2版（1988年）以来の記述が、第11版（2006年）から「擬制収益ないし擬制配当」という表現に変更されている。本稿の立場は、そこにいう擬制収益という考え方とほぼ同じだと考えられる。叙述の変更の指摘は、浅妻章如「タックス・ヘイヴン対策税制（CFC税制）－租税条約との関係及び適用除外要件について」租税研究706号137頁、139頁（2008年）に負う。

63) 紙幅の関係上、結論のみ述べる。他に引用しているものに加えて、ドイツの議論状況を早い時期に紹介していた谷口勢津夫『租税条約論』185頁以下（1999年、初出1993年）を参照した。

いは租税条約相手国＝タックス・ヘイブン国以外（仕向地国）の国外源泉所得であるということになる。すなわち、当該所得は租税条約相手国を源泉とする所得ではないから、原則として、そもそも租税条約との関係は問題とならないということになる。

ただし二点問題がある。

第一に、実質的に仕向地国を源泉とする部分を含む所得に対して居住地国が課税を行っているということになるので、仕向地国も独自に当該部分に対して課税を行っている場合には、二重課税が生じる。また、Ⅲ－４－２で述べたとおり、仕向地国との間に租税条約がある場合には、源泉地国（この場合仕向地国）課税を優先するという原則との関係で問題がある⁶⁴⁾。

第二に、外国子会社合算税制が十分に精密に

制度設計されていない場合、（１）内国法人の（２）実質的にはタックス・ヘイブン国を源泉としない所得に対する課税である、という実質論が成り立たない可能性が出てくる。この場合、あくまで内国法人に対して課税されていることに注目して、所得のないところに課税が行われている、という批判を向けることができよう⁶⁵⁾。法人に対する所得課税において課税標準が理論的な所得から乖離すること自体は許容されるが、極端に理論的な所得を上回り、それを正当化する理由がない場合には（もはや所得課税ではないということ）違憲となる場合があるかもしれない⁶⁶⁾。法人でなく自然人の株主の場合には、理論的な所得（包括的所得概念）にこだわる必要性がより高いため、厳密な制度設計が求められる。

V. むすびにかえて

最後に、外国子会社合算税制と国際的二重課税排除措置との関係について一言しておこう。

本稿のように内国親会社に対する課税として外国子会社合算税制を理解するならば、それは、居住地国による国際的二重課税排除措置（外国税額控除制度ないし国外所得免税制度）とは論理的に独立である⁶⁷⁾。すなわち、居住地国による国際的二重課税排除措置としていかなるものを採用するとしても、それと別に、外国子会社合算税制はなお必要である。

平成21年度税制改正において、間接外国税

額控除制度が廃止され、代わりに外国子会社からの配当が益金に算入されないこととなった。このような制度改正に伴い、外国子会社合算税制において、タックス・ヘイブンに存する子会社（「特定子会社等」）が支払う配当が合算課税の対象とされる金額の計算上控除されないことになるようである。つまり、国際的二重課税排除措置の方式の変更によっては、外国子会社合算税制に基づいて内国親会社の課税の対象となる所得の額は変わらないということである。これは、本稿のような外国子会社合算税制の理解

64) See e.g., Tillinghast (1979), 262-63.

65) 検討すべき法的論点は、かつて話題になったアメリカ諸州によるいわゆるユニタリー・タックスの場合と同じである。ユニタリー・タックスについては、中里実「国際租税法上の諸問題」総合研究開発機構編『多国籍企業の法と政策』87頁、161-77頁（1986年）、ジュリスト822号（1984年）の特集「合算課税と日米摩擦」所収の諸論文（ロバート・マキロイ、宮武敏夫、居林次雄、上西阿沙）参照。

66) 個人所得税の文脈であるが、純所得と言えない部分に対して所得税を課すことは違憲の疑いがあるという、最判昭和60年3月27日民集39巻2号247頁（大嶋訴訟）における谷口正孝裁判官の補足意見参照。

67) フランスについての、また、外国子会社合算税制についてではなく国際的租税回避防止のための制度一般についての叙述であるが、中里『国際取引と課税』49頁（1994年、初出1991年）参照。

と軌を一にするものであると考えられる。

参 考 文 献

- Arnold & Ault (2004) : Brian J. Arnold & Hugh Ault, *Comparative Income Taxation*, 2nd ed., 2004.
- Arnold & Dibout (2001) : Brian J. Arnold & Patrick Dibout, General Report, *Cahiers de Droit Fiscal International: Limits on the Use of Low-Tax Regimes by Multinational Business: Current Measures and Emerging Trends*, 2001, 21-89.
- Avi-Yonah (1995) : Reuven S. Avi-Yonah, The Rise and Fall of Arm's Length: A Study in the Evolution of U.S. International Taxation, 15 *Va. Tax Rev.* 89 (1995).
- Avi-Yonah (2004) : Reuven S. Avi-Yonah, The Deemed Dividend Problem, *Proceedings of the Annual Conference on Taxation*, 251 (2004).
- Beemer (1964) : Michael G. Beemer, Revenue Act of 1962 and United States Treaty Obligations, 20 *Tax L. Rev.* 125 (1964).
- Bittker & Ebb (1968) : Boris I. Bittker and Lawrence F. Ebb, *United States Taxation of Foreign Income and Foreign Persons*, 2nd ed., 1968.
- Bittker & Eustice: Boris I. Bittker & James S. Eustice, *Federal Taxation of Corporations and Shareholders*.
- Bittker & Lokken: Boris I. Bittker & Lawrence Lokken, *Federal Taxation of Income, Estates and Gifts*.
- Engel (2001) : Keith Engel, Tax Neutrality to the Left, International Competitiveness to the Right, Stuck in the Middle With Subpart F, 79 *Texas L. Rev.* 1525, 1534-35 (2001).
- Gibbons (1956) : William J. Gibbons, Tax Effects of Basing International Business Abroad, 69 *Harv. L. Rev.* 1206 (1956).
- Graetz (2003) : Michael J. Graetz, *Foundations of International Income Taxation*, 2003.
- Graetz & Oosterhuis (2001) : Michael J. Graetz & Paul W. Oosterhuis, Structuring an Exemption System for Foreign Income of U. S. Corporations, 54 *National Tax Journal* 771 (2001).
- Isenbergh (2005) : Joseph Isenbergh, *International Taxation*, 2nd ed., 2005.
- Joint Committee on Taxation (2008) : The Joint Committee on Taxation, Economic Efficiency and Structural Analyses of Alternative U.S. Tax Policies for Foreign Direct Investment (JCX-55-08) , June 25, 2008.
- Joint Committee on Tax Evasion and Avoidance (1937) : The Joint Committee on Tax Evasion and Avoidance, Report of the Joint Committee on Tax Evasion and Avoidance, 75th Congress, 1st Session, 1937.
- Masui (1999) : Yoshihiro Masui, Comment: A Japanese View, 52 *S. M. U. L. Rev.* 541 (1999).
- Norr (1962) : Martin Norr, Jurisdiction to Tax and International Income, 17 *Tax L. Rev.* 431 (1962).
- Paul (1937) : Randolph Paul, The Background of the Revenue Act of 1937, 5 *U. Chi. L. Rev.* 41 (1937).
- Peroni, Fleming & Shay (1999) : Robert J. Peroni, J. Clifton Fleming Jr. & Stephen E. Shay, Getting Serious About Curtailing Deferral of U.S. Tax on Foreign Source Income, 52 *S. M. U. L. Rev.* 455 (1999).
- Ross (1967) : Stanford G. Ross, United States Taxation of Aliens and Foreign Corporations: The Foreign Investors Tax Act of 1966 and Related Developments, 22 *Tax L. Rev.* 277 (1967).
- Surrey (1956) : Stanley S. Surrey, Current Issues

- in the Taxation of Corporate Foreign Investment, 56 Colum. L. Rev. 815 (1956).
- Surrey (1958) : Stanley S. Surrey, The United States Taxation of Foreign Income, 1 J. L. & Econ. 72 (1958).
- Tillinghast (1979) : David R. Tillinghast, Taxing the Multinationals: Where Is the United States Headed -, 20 Harv. Int'l L. J. 253, 254 (1979).
- Wales (1962) : Robert W. Wales, Tax Policy in Relation to Foreign Business Income: The Revenue Act of 1962, 40 Taxes 961 (1962).
- 浅妻章如「国外所得免税（又は仕向地主義課税）移行論についてのアメリカの議論の紹介と考察」フィナンシャル・レビュー84号152頁（2006年）
- 浅妻章如「国際的租税回避」金子宏編『租税法の基本問題』629頁（2007年）
- 浅妻章如「タックス・ヘイヴン対策税制（CFC税制）—租税条約との関係及び適用除外要件について」租税研究706号137頁（2008年）
- 今村隆「タックス・ヘイヴン対策税制の課税要件と立法趣旨—最近の裁判例を分析して」租税研究697号114頁（2007年）
- 岡村忠生「国際課税」岩村ほか編『政府と企業（岩波講座現代の法8）』287頁（1997年）
- 金子宏『租税法』（初版1976年，第14版2009年）
- 清永敬次「基地会社とAO42条」同『租税回避の研究』（1995年，初出1985年）
- 谷口勢津夫『租税条約論』（1999年）
- 中里実「国際租税法上の諸問題」総合研究開発機構編『多国籍企業の法と政策』87頁（1986年）
- 中里実『国際取引と課税』（1994年）
- 中里実「金融取引課税と利益の付け替え」同『キャッシュフロー・リスク・課税』137頁（1999年，初出1998年）
- 中里実「利益・損失の付け替えと課税」石黒一憲ほか『国際商取引に伴う法的諸問題（7）〔トラスト60研究叢書〕』145頁（1998年）
- 中里実「タックスヘイヴン対策税制の取引類型に応じた類型化」税経通信56巻4号27頁（2001年）
- 中里実「タックスヘイヴン対策税制」税研124号72頁（2005年）
- 中里実「タックスヘイヴン親会社」税研125号92頁（2006年）
- 藤田友敬「株式会社の企業金融（7）」法学教室270号62頁（2003年）
- 本庄資「タックス・ヘイヴン対策税制と租税条約」同編著『租税条約の理論と実務』426頁（2008年）
- 増井良啓「所得税法157条を適用して過大不動産管理料の必要経費算入を否定した事例（租税判例研究・東京地判平成元年4月17日訟務月報35巻10号2004頁）」ジュリスト965号101頁（1990年）
- 増井良啓『結合企業課税の理論』（2002年，初出1991年）
- 増井良啓「米国両議院税制委員会の対外直接投資報告書を読む」租税研究708号203頁（2008年）
- 水野忠恒「国際課税の基礎的考察」同『国際課税の制度と理論』1頁（2000年，初出1987年）
- 水野忠恒『アメリカ法人税の法的構造』（1988年）
- 宮武敏夫『国際租税法』（1993年）
- 吉村典久「タックス・ヘイヴンの課税問題」租税法研究36号87頁（2008年）
- 吉村政穂「金融所得課税をめぐるいくつかの問題」租税研究662号42頁（2004年）
- 米里ほか編『タックス・ヘイヴン対策税制の解説』（1979年）